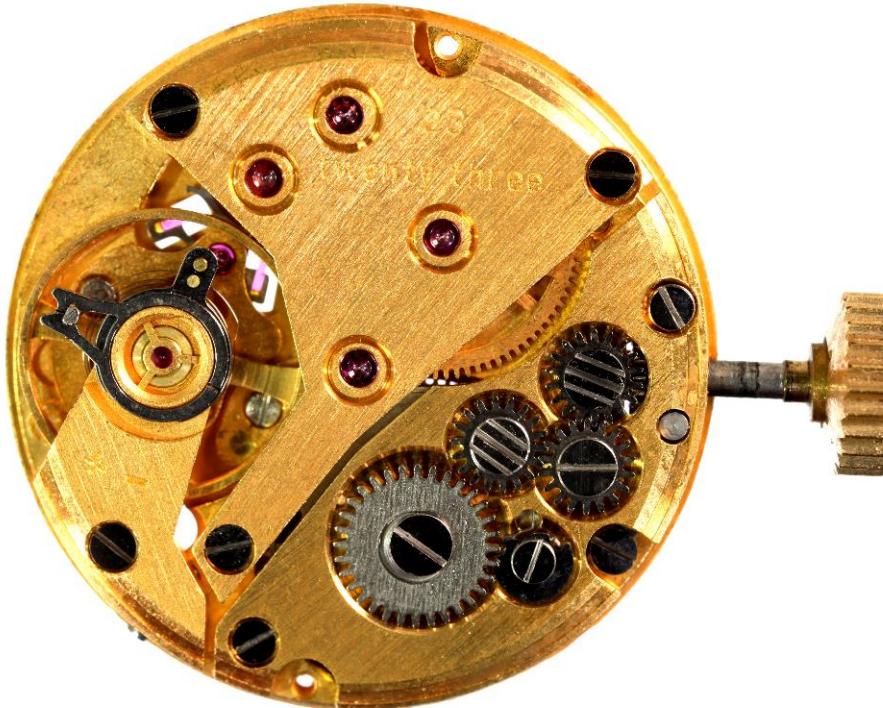


本資料(参考和訳)は、Deloitteが2017年5月25日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。



IASBがIFRS 第17号保険契約を公表 主な要求事項の概要

Francesco Nagari, Deloitte Global IFRS Insurance Leader | 25 May 2017

Deloitte IFRS Insurance Webcast – 2017年5月25日

目次

- IFRS第17号の適用範囲
- 保険以外の構成要素をアンバンドルする
- 測定の要求事項
- 集約のレベル
- 保険収益
- 経過措置
- 今後の予定

IFRS第17号の適用範囲

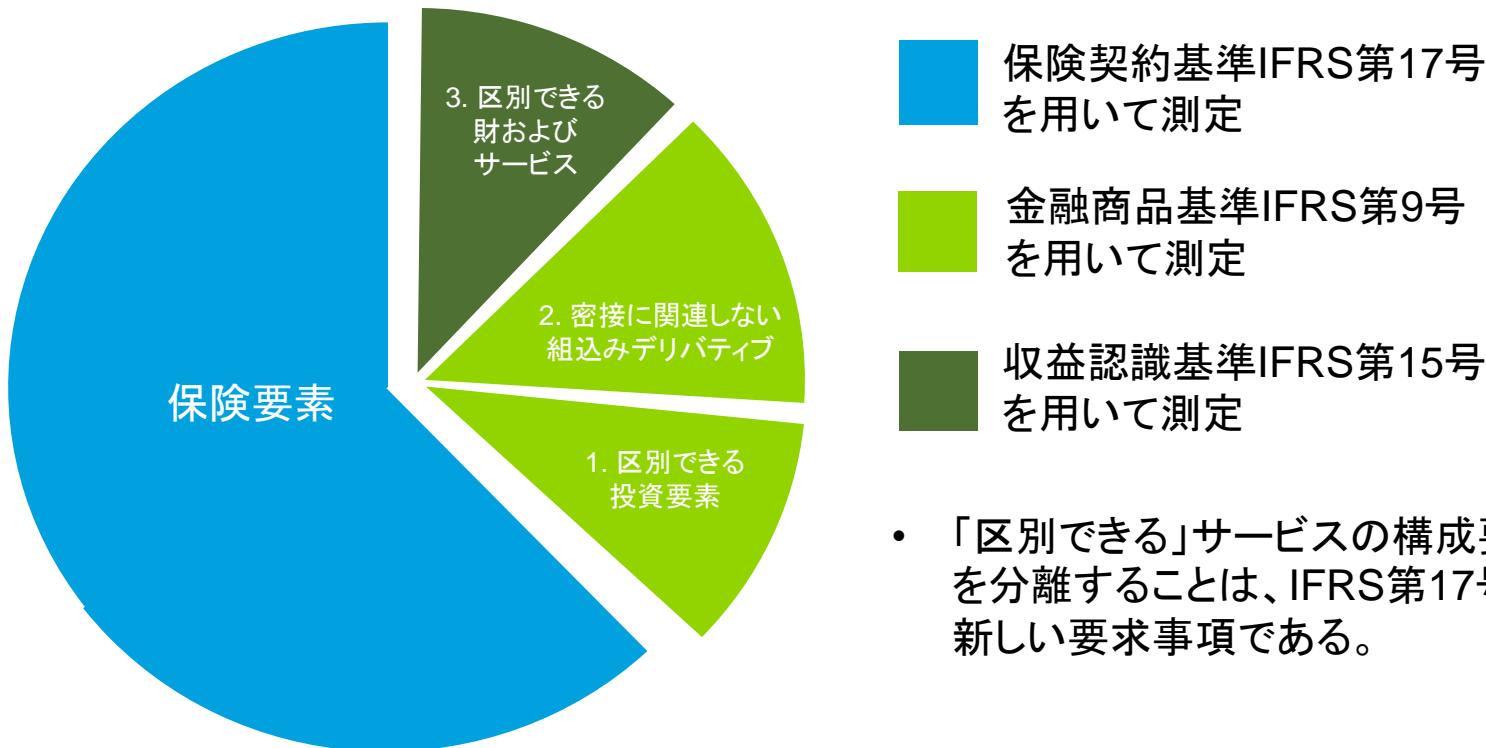
IFRS第17号は、一定範囲の異なる種類の契約に適用され、以下のカテゴリーに分類される。

- **自ら発行した保険契約および再保険契約**
- **自ら発行した裁量権のある有配当性を有する投資契約 (“DPF”)**（企業が保険契約も発行する場合）
- **保有する再保険契約 (“出再保険”)**

IFRS第17号 は、実質的にIFRS第4号の適用範囲から除外される項目を継承し、固定料金の契約（例.ロードサービス支援契約）を追加した。当該契約は、会計方針の選択により、IFRS第15号に従って会計処理する場合、IFRS第17号の適用対象外とすることができます。

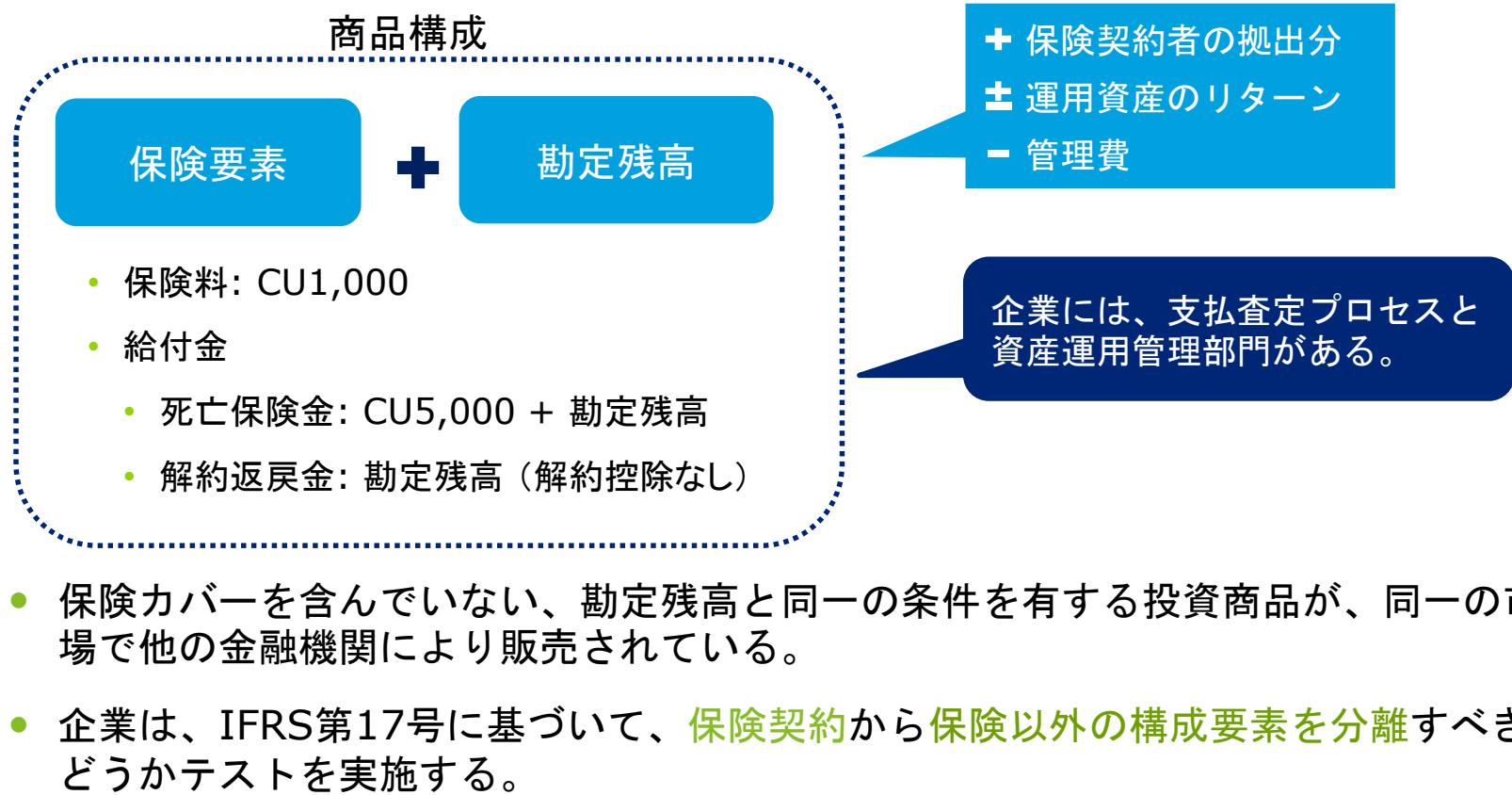
保険以外の構成要素をアンバンドルする

- 保険者は、保険契約から「区別できる」保険以外の構成要素をアンバンドル（分離）しなければならない場合がある。
- IFRS第17号には、「区別できる」保険以外の構成要素が存在するかどうか、3種類の異なるテストを実施する。該当する場合、IFRS第17号以外の基準で会計処理される。



保険以外の構成要素をアンバンドルする

設例：投資要素 + サービス要素 (1/2)



*本設例は、IASBによるIFRS第17号設例から引用した

保険以外の構成要素をアンバンドルする

設例：投資要素 + サービス要素 (2/2)

勘定残高は区別できるか？

- 同一の条件を有する投資商品の存在は、当該要素が区別できる可能性を示唆している。
- 保険カバーにより提供される死亡保険金を受ける権利が勘定残高と同時に失効するまたは満期になる場合、保険要素と投資要素は相互関連性が高く、従って、区別できない。

支払査定プロセスや資産運用管理サービスを区別できるか？

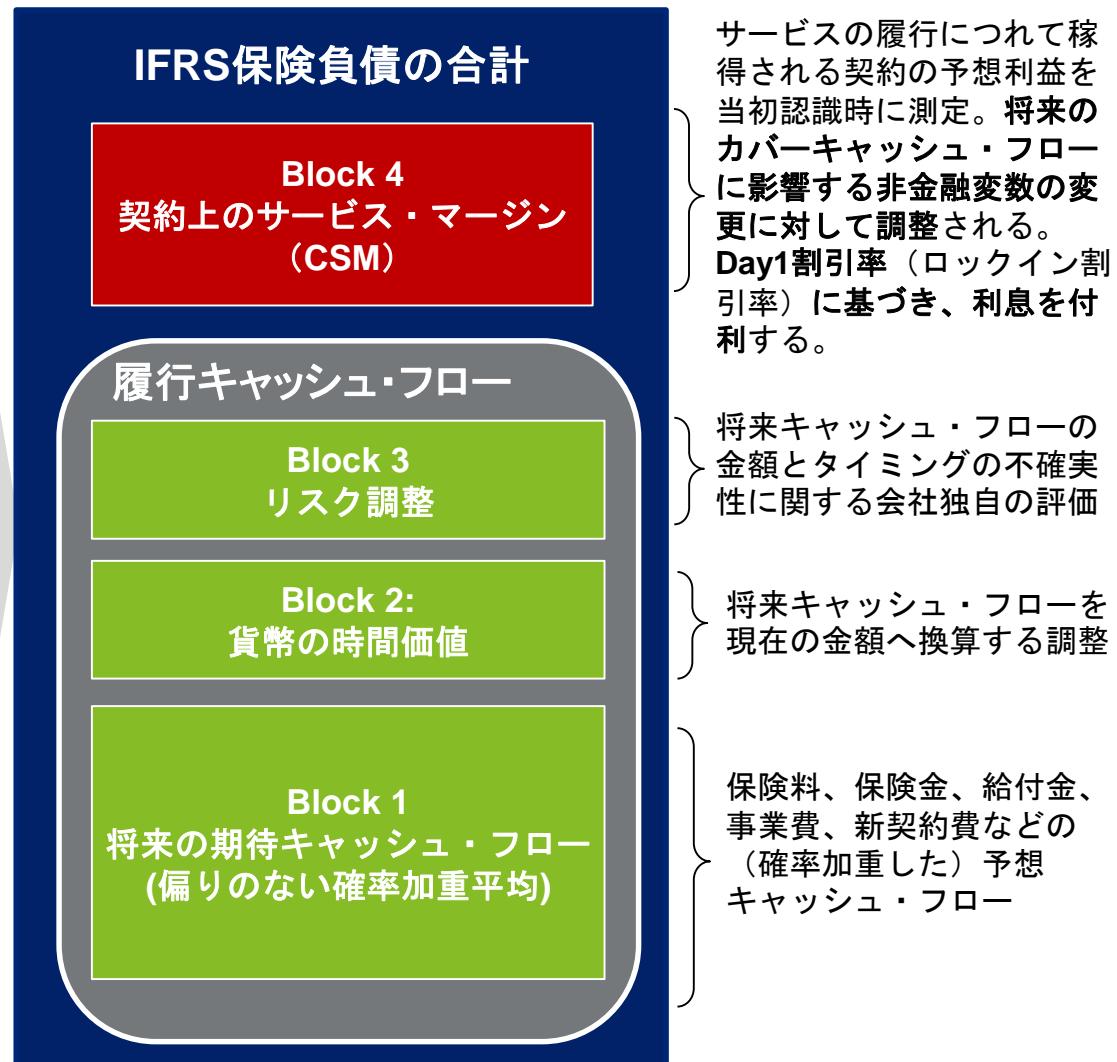
- 支払査定プロセスや資産運用管理業務は、企業が保険契約を履行するために必要不可欠な業務の一部であり、それ単独でまたは保険契約者にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて便益を得ることができるために、保険契約者に対して区別できる財又はサービスは区別できない。

結果として、保険契約から保険以外の構成要素を分離しない。

測定の要求事項

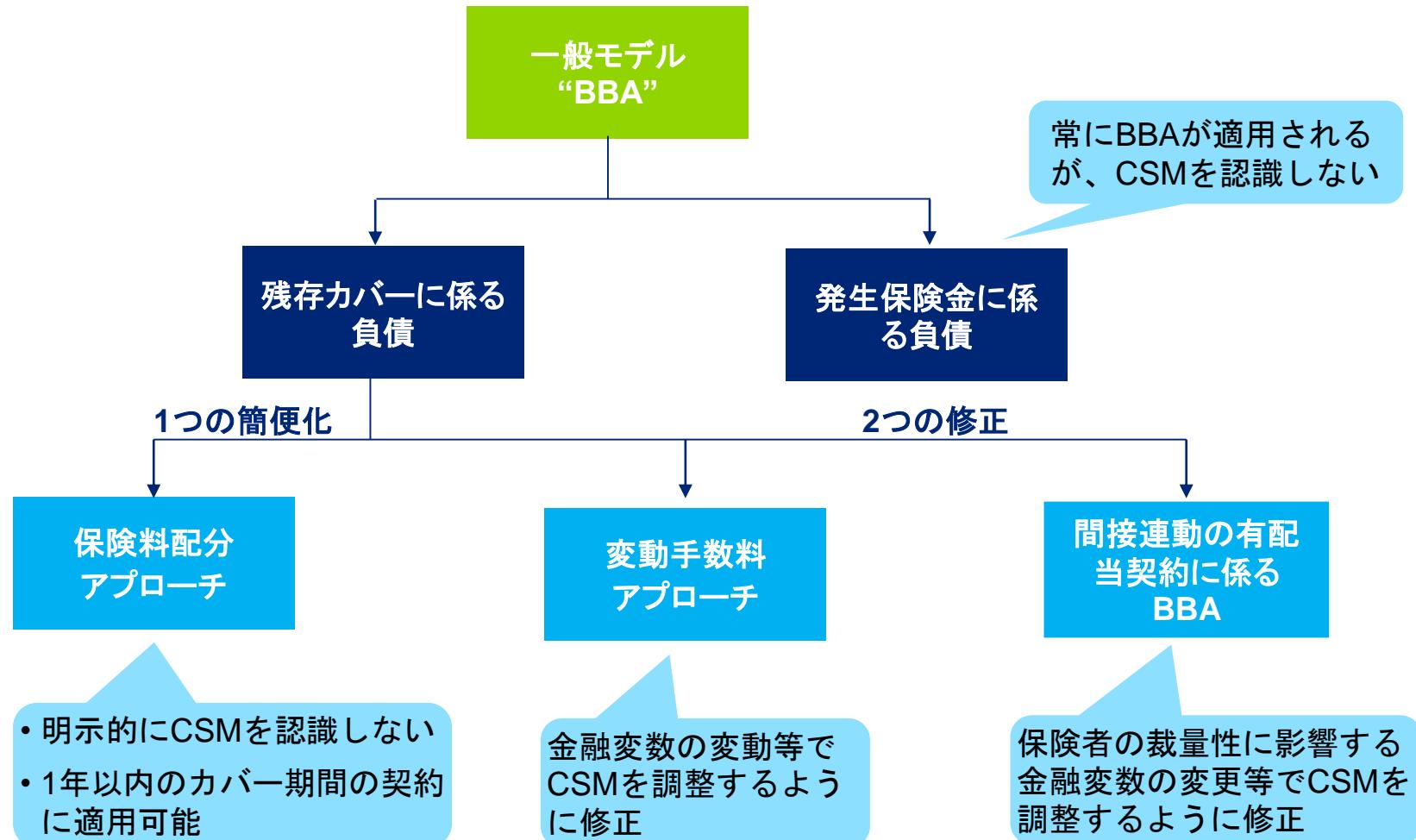
一般モデル - ビルディング・ブロック・アプローチ(BBA)

- 原則**
- 測定は現在の最新の見積りの仮定を用いる
 - 契約は、ポートフォリオで販売した年毎にグループ化され、収益性のレベルに応じた3グループに細分化される。
 - 収益は「保険カバーのサービス」の提供に基づき測定され報告される
 - 利益は繰り延べられ、将来のカバーに対する見積りの変更を吸収する（アンロッキング）
 - 割引率は市場金利（通貨、期間、流動性）に基く
 - 有配当契約から予測される利益は資産に基づいて再評価される



測定の要求事項

一般モデルの修正と簡便化



測定の要求事項

変動手数料アプローチ (VFA)

- これは、2013年公開草案後に導入された新しい要求事項で、ミラーリングアプローチに代わるものである。
- 直接連動の有配当保険契約には、基礎となる項目からサービスに対する変動手数料を控除した金額に相当する金額を保険契約者に支払う義務が発生すると理解されている。
- VFAは、以下において一般モデルを修正する。
 - 将来のサービスに対する変動手数料を表す基礎となる項目の企業の持分の変動額を反映するように、CSMを修正する(金融変数)。
 - CSM残高および変動手数料の変更から生じる発生計上した利息は、現在の利率を反映する(金融変数)。

測定の要求事項

間接連動の有配当契約

- 基礎となる項目の企業の持分は経済的リターンの割合として理解される契約が存在する。
- 投資リターンの保有分に比例して保険契約者に支払う割合の見積りの変更について、企業の裁量性の変動として参照する。
- 一般測定モデルは、以下のように条件変更される。
 - 契約上のサービスマージンを裁量性の変更を原因とする金融変数の変動に応じて調整する（金融変数）。
 - CSM残高について発生計上する利息を一般モデルにおけるday1（初日）のロックイン割引率を使用して計算する。

集約のレベル

IFRS第17号 - CSMの会計単位

- ポートフォリオとは、同様のリスクに晒され、かつ、一括して管理される保険契約の集合である。
- ポートフォリオは、当初認識時に以下の保険契約のグループに分轄しなければならない。
 - 不利な契約のグループ(あれば)
 - 不利となる重大なリスクがない利益の見込まれる契約のグループ(あれば)
 - その他の利益の見込まれる契約のグループ
- 同じ**12か月間**の中で発行された契約のみをグルーピングすることができる。
- 上記で特定されたグループをさらに細分化することが認められる。より短期間のグループも認められる。
- グループは契約の開始時に設定し、事後に再評価しない。CSMの調整および純損益への帰属分はグループレベルで実施され、グループをCSMに対する単一の会計単位とする。
- VFAおよび間接連動の有配当契約に対する集計の要求事項は、一般モデルと同様である。

集約のレベル

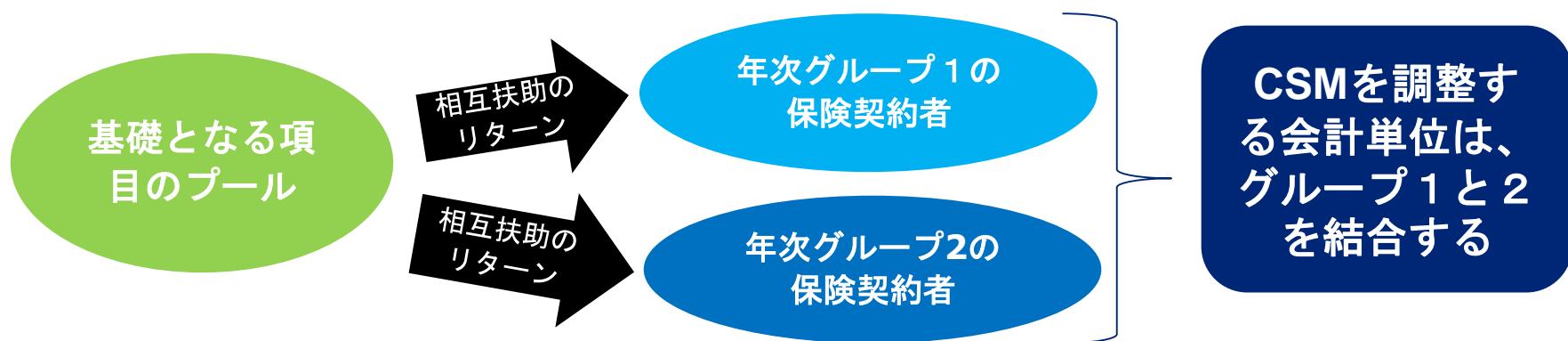
IFRS第17号 会計単位 – CSMの特殊なケース

PAA

- PAAを適用する保険契約に対して、事実および状況が不利であることを示していない限り、企業は、当該ポートフォリオのPAA契約が当初認識時に不利な契約を含んでないと推定しなければならない。
- 契約が不利となる重要なリスクがあると認められる場合、PAAを二つのグループに分けて収益性のある契約を集計する。ただし、事実と状況が示唆する場合にのみ限られる。

「相互扶助」

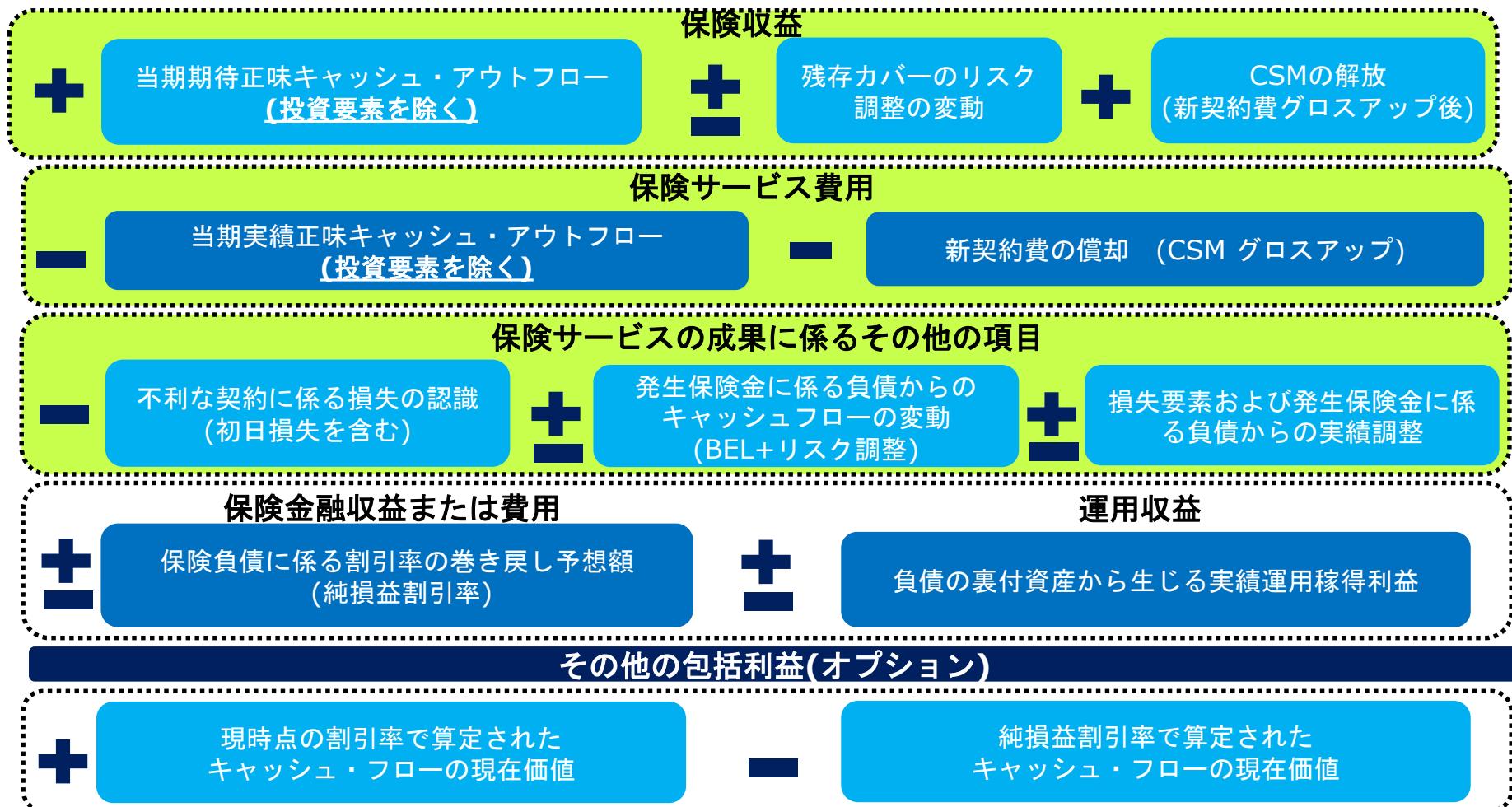
- あるグループの保険契約のキャッシュ・フローが、異なるグループの保険契約者に支払われるキャッシュ・フローによって影響を受ける場合、CSMの調整にこれを考慮しなければならない。
- 実務的に、このような特徴から、「相互扶助された」すべてのグループを結合して**CSM**を調整するように会計単位を拡大することになる。



保険収益

真新しい保険収益および費用－投資要素の分解

純損益計算書



経過措置

完全な修正再表示が強制されるが、簡便法が適用可能である

適用可能な3つのアプローチ

1. すべての保険契約グループに、完全遡及アプローチを適用しなければならない。ただし、**実務上不可能**である、または、移行日に契約グループの保有契約の開始が認識できない場合はその限りではない。
2. 完全遡及アプローチの適用が実務上不可能である場合、企業は修正遡及アプローチおよび**公正価値アプローチ**のいずれかを選択適用することができる。

修正遡及アプローチ

- 修正遡及アプローチは、完全な修正再表示の近似値を求める目的とする。以下の方法による。
- **合理的で裏付け可能な情報**を使用する。ただし、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な情報のみを利用すればよい。
- 完全遡及アプローチを適用したならば使用されたであろう情報を最大限に使用すること。ただし、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な情報のみを利用すればよい。
- 一般モデルおよびVFA修正に構成される。

経過措置

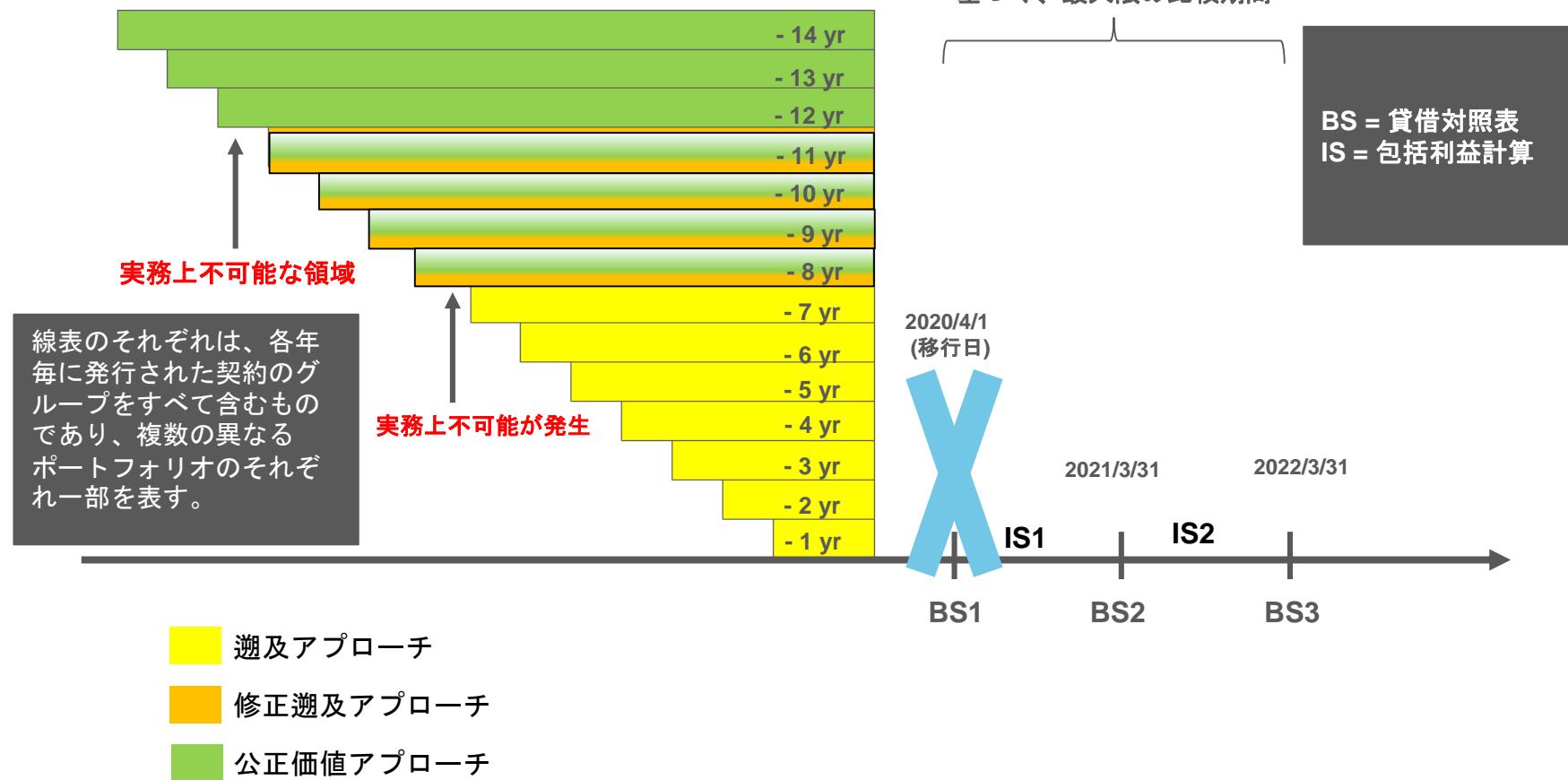
完全な修正再表示が強制されるが、簡便法が適用可能である

契約をグループ化する場合の簡便法

- 修正遡及アプローチでは、企業は、完全遡及アプローチを適用するために必要とされる合理的で裏付け可能な情報が入手できない場合、同一のグループにおける**1年以上離れて発行された契約**をグループ化することが可能である。
- 公正価値アプローチでは、企業は、あるグループ内の契約が同じ**12か月以内に**発行されていることを確実にするために、さらに細分化するために必要な合理的かつ裏付け可能な情報を入手できない場合、**1年超離れて**発行された契約を異なるグループに分ける必要はない。

経過措置

例示 (発効日 : 2021年1月1日)



経過措置

IFRS第17号およびIFRS第9号の検討事項

- 一部の保険会社は、2021年1月1日まで、IAS第39号の適用継続を選択可能である。
- IFRS第17号適用開始日前にIFRS第9号を適用した場合、保険者は、適用開始日において、以下のオプションを適用可能である（暦年を財務報告期間とする企業の適用開始日は2021年1月1日）。

許容されるが
要求されない

- FVTPLで測定する金融資産を指定する。ただし、会計上のミスマッチを除去するまたは大幅に低減する可能性がある場合である。
- 2021年1月1日に存在する事実と状況を参照して、保険契約に関する指定された資産に係るIFRS第9号の分類について、ビジネスモデルを評価する。
- 事後的判断を使用せず、オプションに基づいて、比較情報を修正再表示する。
- 資本性金融商品への投資をFVOCI認識に指定するまたは過去の指定を無効にする。

要求される

- 会計上のミスマッチにつながる過去の指定を削除する場合、過去のFVTPLとする指定を無効にする。

今後の予定

IASB

- IASBはIFRS第17号保険契約の導入を支援するため、移行リソース・グループ（Transition Resource Group : TRG）を設立する。
- 2017年7月31日以降にTRGメンバーを通知する。

Deloitte

- 「オンデマンドのウェブキャスト」 “on demand webcasts”シリーズを始める。また、保険者のIFRS第17号の導入の取り組みについて支援するエミネンスレターを発行する。
- IFRS第17号の実務ガイドを発行する。
- IFRS第17号に係るデロイトの解釈ガイダンスをデロイトの会計検索ツール（オンラインのサイト）を通じて継続的に公表する予定である。

Contact details

Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 fnagari@deloitte.co.uk

Keep connected on IFRS Insurance by:

[Follow](#) my latest **LinkedIn** posts

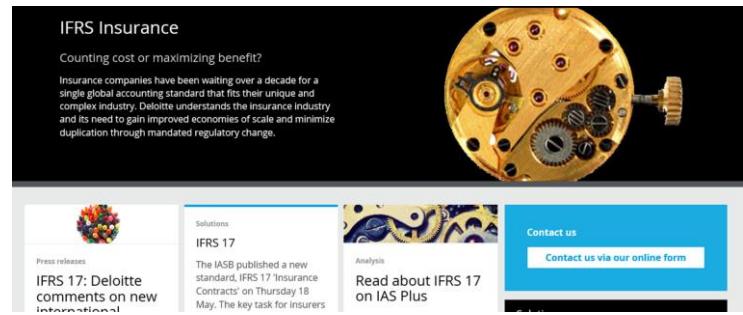
Follow me on  @Nagarif

[Subscribe](#) to Insights into IFRS Insurance Channel on



[Connect](#) to IFRS Insurance **LinkedIn** Group for all the latest IFRS news

Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) to your internet favourites www.deloitte.com/i2ii



The screenshot shows the Deloitte i2ii website. The main header features the text 'IFRS Insurance' and 'Counting cost or maximizing benefit?'. Below this, a paragraph discusses the challenges of a single global accounting standard for the insurance industry. To the right is a large image of a mechanical watch movement. The page is divided into several sections: 'Press releases' (with a link to 'IFRS 17: Deloitte comments on new international'), 'Solutions' (with a link to 'IFRS 17'), 'Analysis' (with a link to 'Read about IFRS 17 on IAS Plus'), and a 'Contact us' section with a 'Contact us via our online form' button.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.co.uk/about for a detailed description of the legal structure of DTTL and its member firms.

Deloitte LLP is the United Kingdom member firm of DTTL.

This publication has been written in general terms and therefore cannot be relied on to cover specific situations; application of the principles set out will depend upon the particular circumstances involved and we recommend that you obtain professional advice before acting or refraining from acting on any of the contents of this publication. Deloitte LLP would be pleased to advise readers on how to apply the principles set out in this publication to their specific circumstances. Deloitte LLP accepts no duty of care or liability for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 2 New Street Square, London EC4A 3BZ, United Kingdom. Tel: +44 (0) 20 7936 3000 Fax: +44 (0) 20 7583 1198.

© 2017 Deloitte LLP. All rights reserved.

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約9,400名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点での効力とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な専門家にご相談ください。